平成２２年（フ）第４１０号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷４番地209
破産者　中島榮三子
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４６号
長野県小諸市大字滋野甲736番地19
破産者　谷　　邦彦
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第４５号
長野県下伊那郡喬木村7726番地
破産者　池田　一夫
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第６１７号
静岡県伊豆市柏久保1317番地
破産者　鈴木　由廣
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１５号
名古屋市天白区音聞山832番地
破産者　犬飼　　治
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６４号
名古屋市昭和区石仏町１丁目16番地　カーサ御器所101号
破産者　マンガ喫茶フラトンこと　兵藤　　清
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２８２号
名古屋市守山区西城１丁目５番１号、住民票上の住所愛知県日進市赤池町下田６番地１
破産者　加藤　　慎
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４７８号
名古屋市中川区荒子４丁目192番地
破産者　河野エンジニアリングこと　河野　正
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８１１号
京都市東山区東大路松原上る５丁目月見町９番地　ｃａｓａ祇園402
破産者　坪倉　貴志
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７４５号
神戸市兵庫区駅前通２丁目１番８―504号
破産者　ブティックナカノこと　東野　陸子
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１６号
広島市西区庚午北２丁目10番14―401号
破産者　井上　龍志
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５６号
福岡県大川市大字本木室730番地６
破産者　江﨑冨士子
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
長崎県大村市竹松本町676番地１
破産者　恒石　源治
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
長崎県大村市竹松本町676番地１
破産者　恒石　珠美
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１３７８号
札幌市手稲区手稲本町３条２丁目１番７号　サンシティ32―102号
破産者　遊佐　恭則
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７号
北海道帯広市西18条南２丁目９番地41　フレグランス101
破産者　幸田　　誠
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第５７０号
岩手県九戸郡洋野町大野第27地割113番地18
破産者　旭岡　三男
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３６７号
盛岡市安倍館町１番13号　コーポカナリヤ２―202号
破産者　佐々木　明
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第３０８号
秋田県男鹿市船川港船川字鳥屋場１番地105
破産者　菅原　清春
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９６号
秋田市将軍野南４丁目６番24号　コーポ原田201号
破産者　工藤　康雄
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部